新旧対照表

改訂後	改訂前
我孫子市排水設備設置基準	我孫子市排水設備設置基準
令和７年４月	令和６年４月
我孫子市建設部下水道課	我孫子市建設部下水道課

目次 第１章から第６章まで　略 ・別添資料１　**工事写真及び道路占用**　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　19 ・別添資料２　語句説明　・・・　**20**	目次 第１章から第６章まで　略 ・別添資料１　**取付管及び公共桝**　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　19 ・別添資料２　語句説明　・・・　**22**
第１章　略	第１章　略
第２章　略	第２章　略
第３章　屋外排水設備 １．全　般 　屋外排水設備における排水管の排水系統及び配管経路について、下水の水量、排水箇所、公共桝の高さ及び位置並びに敷地の形状及び土地利用計画を考慮して計画する。排水設備を設置しようとする宅地に公共桝がない場合、又は既設公共桝の位置変更等が必要な場合は、下水道管理者と協議し所定の手続きをとること。なお、取付管及び公共桝の設置基準は「我孫子市開発行為等に伴う排水計画技術基準（汚水編）」に準じる**こと。** ２から６まで　略	第３章　屋外排水設備 １．全　般 　屋外排水設備における排水管の排水系統及び配管経路について、下水の水量、排水箇所、公共桝の高さ及び位置並びに敷地の形状及び土地利用計画を考慮して計画する。排水設備を設置しようとする宅地に公共桝がない場合、又は既設公共桝の位置変更等が必要な場合は、下水道管理者と協議し所定の手続きをとること。なお、取付管及び公共桝の設置基準は「我孫子市開発行為等に伴う排水計画技術基準（汚水編）」に準じる**ものとし、別添資料１を参考にすること。** ２から６まで　略
第４章　略	第４章　略
第５章　略	第５章　略
第６章 １から３まで　略 ４．基準の施行日 　この基準は、令和６年４月１日から施行する。 　　　**改正　令和７年４月１日**	第６章 １から３まで　略 ４．基準の施行日 　この基準は、令和６年４月１日から施行する。
別添資料１ **工事写真及び道路占用**	別添資料１ **取付管及び公共桝** **１．全　般** 　**取付管及び公共桝の設置基準については、本資料のほか、「我孫子市開発行為等に伴う排水計画技術基準（汚水編）」によるものとする。** **２．取付管**

	（１）取付管の管種は、下水道用硬質塩化ビニル管とする。 （２）取付管の最小断面は、内径 150mm以上とする。 （３）取付管の勾配は 10‰以上とする。 （４）取付管の布設方向は、本管に対して直角かつ直線的なものとする。 （５）取付管の接続角度は、本管に対して原則 90°又は 60°とし、本管の流下方向に対して鋭角に接続してはならない。 （６）本管への取り付け位置は、本管の中心より上部とする。 （７）取付管を接続する際は、支管を設けること。 （８）取付管同士の間隔は削孔芯から 1.0m以上、人孔又は本管の継手部分からは 50ｃｍ以上の離隔を確保すること。 （９）取付管と他の埋設管との離隔は 30ｃｍ以上とすること。ただし、現場条件等により離隔の確保が難しい場合は、必要に応じて取付管の防護策を講じること。 （10）取付管と本管の管径が同口径となる場合は、原則として接続部に割込み人孔を設けるものとする。 （11）取付管は枝線に接続することとし、幹線には接続しないこと。ただし、やむを得ない事情により枝線に接続することが困難となる場合は、下水道管理者と協議すること。 （12）取付管を既設人孔に直接接続する場合は、接続部をコンクリートで防護するものとし、接続に併せてインバートを改修すること。 （13）取付管は原則として１宅地につき１か所とすること。ただし、大規模な建設事業その他現場条件等により１か所から排水することが難しい場合は、下水道管理者と協議すること。 （14）既設取付管が不要となる場合は、道路陥没等の事故を防ぐため、直管部分を全て撤去するとともに支管部分で確実にキャップ止めをすること。なお、撤去した既設取付管が人孔接続されていた場合は、接続部をコンクリートで塞ぎ、インバートを改修すること。 ３．公共桝 （１）公共桝は、硬質塩化ビニル製、ポリプロピレン製又は鉄筋コンクリート製の不透水性で耐水性があるものとする。 （２）公共桝の蓋は、我孫子市の市章入りのものを使用すること。なお、鋳鉄製の蓋を使用する場合は、我孫子市公共下水道用（汚水）鉄蓋指定審査において指定を受けたものを使用すること。 （３）公共桝の最小断面は、内径 200mm以上とする。 （４）公共桝の設置位置は、接続先の本管が埋設されている道路の道路境界から宅地側 1.0m以内とする。ただし、やむを得ない事情により 1.0mを超える場合は、下水道管理者と協議すること。 （５）公共桝の深さは、80ｃｍ以上 150ｃｍ以下を標準とする。なお、公共桝を設置する地盤高が接続先の本管が埋設されている道路面の高さより高い場合は、道路面より８０ｃｍ以上の深さを確保すること。（図－７）

	図－７．公共桝の設置例 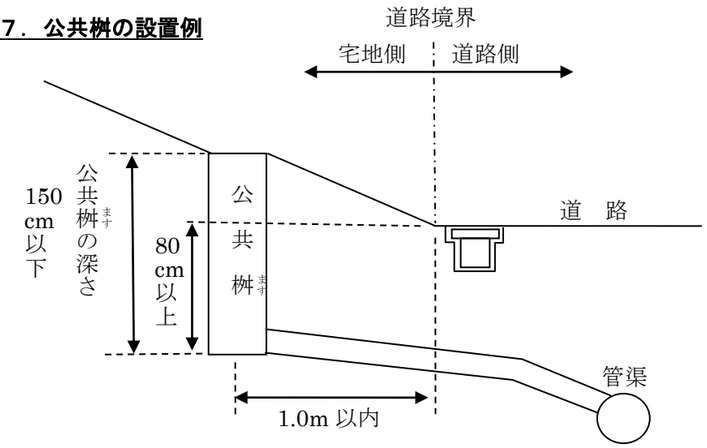 **（６）公共桝の深さが 1.5ｍを超え 2.0m以下となる場合は小口径マンホール（内径 300㎜）を設置するものとし、深さが 2.0ｍを超える場合は原則として１号人孔を設置すること。** **（７）公共桝として１号人孔を設置する場合は、「我孫子市開発行為等に伴う排水計画技術基準（汚水編）」に準じること。** **（８）硬質塩化ビニル製及びポリプロピレン製の桝の場合、立て管に宅内配管を接続しないこと。** **（９）公共桝にはポンプ施設を設けることはできない。また、公共桝への流入は自然流下としなければならない。** **（10）共同住宅又は事業所等で不特定多数の車両の出入りが見込まれる場所に公共桝を設置する場合は、必要に応じて防護蓋設置等の対策を講じること。**
１．工事写真 取付管及び公共桝の新設又は布設替え等を行った際は、工事完了後、下水道管理者へ着手前から工事完了までの工事写真を提出すること。なお、工事写真を撮影するにあたり、次の事項に留意すること。 （１）から（３）まで　略 ２．道路占用及び道路復旧 （１）から（３）まで　略	**４**．工事写真 取付管及び公共桝の新設又は布設替え等を行った際は、工事完了後、下水道管理者へ着手前から工事完了までの工事写真を提出すること。なお、工事写真を撮影するにあたり、次の事項に留意すること。 （１）から（３）まで　略 **５**．道路占用及び道路復旧 （１）から（３）まで　略
別添資料２　略	別添資料２　略